

提出委員氏名 丸金 ゆきこ

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の業務内容から、請負関係ではなく、そもそも「主として同一の行為をする法人」にも当たらないと考えるので。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

（1）により業務の主要部分を占めていたとも言えない。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

（1）により飯沼社長の意見聴取からも公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から出資していないのは明らか。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り「主として同一の行為をする法人」には当たらないと考えるの
で、法第 92 条の 2 が規定する、「監査役」に当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「李下に冠を正さず」で辞任されたのではないと思うが、評価しない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から金銭の受領はない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り法第 92 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り法第 92 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り法第 92 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 国松 ひろき

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていなかったと考える。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考え。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員及びその親族は、コマツ社に対して出資していなかったと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たると考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の社員が竹内清海議員主催の催物に参加するための費用として、同社の経費が充てられていたことから、金銭等を受領していたと考える。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと考える。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと考える。

- (3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業し、議長又は議員として、コマツ社との契約議案の議事に参与していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと考える。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

- ・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 とくたけ純平

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

株式会社コマツは営利を目的とした事業者であり、その上で、飯沼社長によれば40年以上にわたり本市との取引を持っている。そのことから、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたことは明らかである。
また、先述のとおり約40年以上にわたり本市との取引関係があり、竹内議員から提出された資料によれば、ここ10年の本市に対する請負量は平均約23%となっている。

その上、2024年10月3日に行なわれた証人尋問にて、飯沼社長は“ほかのお客様は、やっぱりスポット的なものは多いです。次の年が同じものがあるかと言ったら、ないと、あるかどうか分らないということで、ただ市川市さんは継続で、ある程度のものは仕事させていただいている”という趣旨の説明を行なっている。

これらのことから「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものであったことは明らかである。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員が監査役に就任していたここ5年の株式会社コマツの市川市に対する請負量は平均約28%となっている。また、令和3年度には41%を超えている。

このことから請負量が業務の主要部分を占めていたと考えるべきである。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員との付き合いは昭和47年か48年頃からと飯沼社長が述べているように、二人の関係は長年にわたる上、飯沼社長によれば監査役への就任依頼に際して“やっぱりそういう間柄で、友人と言ったらあれですけど、ちょっと名前を貸してよ”といったように依頼をし住民票を預かった経緯が述べられている。これらのことから二人の間には強い絆、信頼関係が結ばれていることが伺える。

市川市に対する請負量が多い年で41%超、直近5年の平均で28%超である株式会社コマツの役員を、上記のように社長との関係性が深い市議会議員が務めることは、職務執行の公正・適正を損なう恐れが典型的に高いと認めざるを得ないとする。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員、飯沼社長ともに、竹内議員およびその親族が株式会社コマツに出資した
事実はないと断言しており、信頼にあたる証言であると考え。

このことから、竹内議員およびその親族が株式会社コマツに出資していたことは無
いと考え。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員が株式会社コマツの監査役に就任していたことは自身も認めており、登記
簿上でも明らかである。また、先の項目にて述べたとおり、株式会社コマツが、法
第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たると考える。

これらのことから、竹内議員は法第92条の2が規定する「監査役」に当たると
考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は、2024年2月に自身が株式会社コマツの監査役であると知った際、
「やはり兼業の禁止という、やっぱりルール違反というのがありますので、できれ
ば一日も早く辞任をしたい」「やはりこれ絶対違反ですから、すぐにでも辞めたいな
ということで手続を取っていった」と証人尋問で述べている。このことから、竹内
議員自身が、法第92条の2に触れる状態であったと認識していたことが伺える。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員および飯沼社長の証言によれば、役員報酬、陣中見舞い、政治献金の受領は無かったものと考えられる。

一方、竹内議員および飯沼社長の証言により、株式会社コマツが竹内議員の催し物に参加費を出費していたことが明らかになっている。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

監査役が会社にとって重要なポジションであり、飯沼社長の発言から、“色が付く役職であること”“信用度、安心感に繋がる役職であること”を飯沼社長が認識していたことが伺える。

そのポジションに、社長と長年にわたる深い関係があったものと考えられる市議会議員が就くことは、例え議員自身が意識していなかったとしても利害関係に立つこととなり、それを禁止する趣旨が損なわれたと考えざるを得ないものである。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

株式会社コマツと市川市との契約に関する議案3件の議事に、竹内議員は1件は議長、2件は議員として参与していたことが明らかになっている。これらが法第117条の規定に触れるものと考えられることから、竹内議員が株式会社

コマツの監査役に就任していたことが、議会運営の公正を保障する趣旨を損な
わせていたと考えざるを得ない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正
を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

6の(2)で述べたことと同様の理由により、竹内議員が株式会社コマツの監
査役に就任していたことが、事務執行の適正を確保する趣旨を損なわせていた
と考えざるを得ない。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号 _____

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 _____

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 公明党 宮本均 西村敦 中村よしお

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

長年に渡り市川市と取引関係にあるが、その内容は一般競争入札、見積もり

合わせの結果の取引が大半であり、(株) コマツの取り扱い業務量の2～3割に満たないものである。一定期間にわたる継続性、反復性を有する取引関係に立つものではない。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. (1) 2の結論通り、業務の主要部分を占めるものではない。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる事実は確認されなかった。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資の事実を確認されなかった。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

法第92条の2が規定する法人に当たらないので「監査役」に当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員自ら資格決定要求し監査役辞任は当然の行為である。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領していた事実は確認されなかった。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれた事実は確認されなかった。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれた事実は確認されなかった。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれた事実は確認されなかった。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号 _____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 _____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 石原 たかゆき

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていなかったと考える。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考え。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員及びその親族は、コマツ社に対して出資していなかったと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たると考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の社員が竹内清海議員主催の催物に参加するための費用として、同社の経費が充てられていたことから、金銭等を受領していたと考える。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと考える。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと考える。

- (3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業し、議長又は議員として、コマツ社との契約議案の議事に参与していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと考える。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

- ・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号 _____

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 _____

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

- ★ 飯沼氏から依頼された際、きちんと役職を確認しなかったことに
市内自身、反省すべきだと考えます。監査役として
登記されていたことも知らなかったことと思う。提出委員氏名 廣田 徳子 No. 1

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）
第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引
契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間
にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有す
るもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

主として同一の行為をする法人である。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場
合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

割合から占めているとは言いがたい

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場
合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損
なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

半分は超えていないし、相方の話から仕事の話をしていないことから、

至っていない

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

していないと思われる

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

登記されていたが、「監査役」の仕事はしていないと思われる

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

当然のこと

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領していないと思われる

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 (無)

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

- ・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

提出を求める者

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 にしむた 勲

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

都度入札による納入等の取引であり、リース契約のような一定期間の継続的
反復的取引が約束されたものではない。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本市が重要な取引先であったと認められるが、いくつかの重要顧客の一つに
過ぎず、継続的、反復的取引関係により安定的な収益源として業務の主要部分
を占めていたとは認定できない。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

これまでの調査で「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に
高いと認められる」事実とは認められない。関連議案の審議、採決に参加したこ

とについては、地方自治法 117 条の議長及び議員の除斥に抵触する可能性が高いが、本条においても議会の同意があれば会議に参加することが許可されていることから、このこと自体をもって 92 条の 2 の議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと判断する要件に該当するとは考えられず、過去の判例でも、そのような解釈は見当たらない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資していた事実はないと判断される。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

質問の趣旨が判然としないが、主として同一の行為をする法人としての関係私企業該当性という意味での監査役に該当するかという趣旨であれば、該当しないと判断される。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

監査役を辞任したことが、本委員会で審議すべき法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうかの判断に関し、重要な意味を持つとは思われないとの意見である。あえて回答すれば、竹内議員の「監査役に就任していたことは認識していなかった」という説明は、内心の事実で証明の仕様がなく、信頼性について判断ができないところではあるが、その説明と明らかに矛盾する事実も見つかっていない以上、監査役辞任については、就任している事実を知ってから対処したという説明も成り立ち得ると解すべきであろう。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一切の報酬をもらっていないとの証言と矛盾する事実や証拠は見つかっていないところであるが、監査役に就任していたことは事実であるので、仮に本人にその認識が無く職務を果たしていなかったとしても、法的責任とリスクは避けられないことから、その対価としての報酬を受け取っていたとしても適正な金額の範囲であれば問題にはならない。適正な金額は社内の事情等にも関わり一概に判断できるものではなく、会社の規模、本市との取引関係に鑑み（仮に本市との取引から得られたと想定される利益を基準として、それを得るために監査役報酬を上乗せしたと仮定しても社会通念上の監査役報酬を大幅に上回るとは想定できず）「議員の職務執行の公正、適正を損なう」恐れを誘発するほどの報酬を支払う合理的な理由は考えにくい。陣中見舞い等についても監査役であれば適法な範囲で協力することは社会通念上想定し得ることであり、報酬と同様に本条審査に影響が及ぶものではない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

議員が会社の役員等である場合に利害関係に立つために議員であることができないのは、当該会社が「(請負と) 主として同一の行為をする」場合に限定されている。この要件該当性に関する最高裁判例等による一般的な準則は、地方公共団体に対する請負量が法人全体の業務量の半分以上を超える場合、もしくは当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正・適正を損なうおそれが典型的に高い場合である。具体的には当該法人と議員との関係が密接である場合、すなわち議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や、個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合などが、職務執行の公正・適正を損なうおそれが典型的に高い場合とされる。以上の法第92条の2の趣旨に照らし、本件が「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと断定できる客観的な事実、要素、証拠は認められず、利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれた事実はないと結論付けざるを得ない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「違法・不当な目的により賛成するなど、議員権限の趣旨に明らかに違背するなどの特別の事情は認められない」

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

兼業していたことが直接、「事務執行の適正を確保する」趣旨に違反した
ものではないが、地方自治法 117 条の除斥について、議会の同意を求めて
いないことは「事務執行の適正」に違背したものと判断される。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号 _____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100 条調査）

対象者 _____

・提出を求める資料（任意 ・ 100 条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 堀内 しんご

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社と本市は、一定期間にわたる継続的な取引関係があったと考える。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

主要部分を占めていないと考える。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

特に至っていないと考える。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資はしていないと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

当たらないと考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

特に評価すべきものではない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領はなかった。

提出委員氏名 小泉 文人

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていなかったと考える。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考え。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員及びその親族は、コマツ社に対して出資していなかったと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たると考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の社員が竹内清海議員主催の催物に参加するための費用として、同社の経費が充てられていたことから、金銭等を受領していたと考える。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと考える。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと考える。

- (3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業し、議長又は議員として、コマツ社との契約議案の議事に参与していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと考える。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

- ・どのような調査が必要とお考えですか。

- ・論点番号 _____

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 _____

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 石原よしのり

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼氏は宣誓証言で本市との業務取引がコマツ社にとって一定期間にわたる継続的な取引であることを認めている。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼氏は本市以外の大口取引は単発のものが多く本市との取引が唯一の継続的な大口取引先で重要な取引先であるとの認識を証言した。コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたことは疑う余地はない。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は全体の請負量の3割程度で半分以上を超えていないことは提出証拠で明らかになった。しかし本市にとの取引がコマツ社にとって業務の主要部分であり大変重要度が高いことはこれまでの調査、証言で明

らかになった。従って議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いというべきである。

一方で、宣誓証言で飯沼氏、竹内議員ともに議員の職務執行の公正、適正をそこなう行動を行っていた事実はないと否定している。実際にコマツ社の本市への商品の納入価格は比較的低額で請け負っている事実が判明しており、本市に不当な支出や損害を与えたと認定できる事実は判明していない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼氏、竹内議員ともに宣誓証言で過去も含めて出資の事実はないことを証言している。これまでの調査や背景を考慮しても竹内議員が出資する明らかな動機や意味があるように思えないことから、出資はなかったと判断するのが妥当と考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

実際に監査役に就任しそれを登記していたことから法92条の2が規定する「監査役」に当たることは明白である。

ただし、竹内議員が実際の監査役に当たる業務を行っていたかどうかについては、飯沼氏、竹内議員の宣誓証言から、監査役就任時に住民票を提出した以外には会社の経営にも運営にも全く関与しておらず、監査業務も果たしていなかったことから、実質的には「監査役」の役割は担っていなかったものと思われる。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は法92条の2の兼業禁止の規定は知っていたが、そのことを自分事と考えずに大して気にも留めていなかったようである。世の中で議員の兼業禁止の問題が話題になった際、コマツ社から竹内議員が監査役に就任していて大丈夫かとの打診があり、初めて本市と取引のある会社の監査役になっていたことの重大性に気がつき、慌てて辞任したというのが経緯のようだ。お粗末と言わざるを得ないが、その時に辞任をしたことに特に疑問はない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓証言において、飯沼氏、竹内議員ともに金銭等の受領を否定していた。これについては認識違い、記憶違いや偽証である可能性もあるので、確証はない。しかし、さらなる調査を行うとして適当な方法は思いつかない。現実問題としては、今後偽証が判明したら告訴する等の対応を取ると当事者間で確認しておくのが妥当。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員本人も、証人尋問の場での謝罪、そして本人としても問題であることを認識したことで監査役を辞任したという証言をしている。コマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと判断するのが妥当。

しかし竹内議員が、法が想定する利害関係に立ちそれによってコマツ社、ま

たは竹内議員が利益を得て本市に不当な損害を与えたかという点については、
そのような事実は明らかになっていない。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
 2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、本人の認識のい
かんにかかわらず、コマツ社案件の議決で除斥となるべきであるにもかかわらず
採決に加わったといった「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと
判断すべき事実があった。

- (3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
 2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、本人の認識のい
かんにかかわらず、コマツ社案件の議決で除斥となるべき議案で採決に参加し
ていたため、不適正な手続きで承認された状態で、その後の契約、発注、取引
実行が行われたという「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと判断
すべき事実があった。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

- ・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 越川雅史

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員の弁明によると、コマツ社は「事務機器などを販売する会社」とのことであり、「市川市が物品購入の必要が生じたときに、随意契約や入札などにより売買」をしていたものと認められることから、コマツ社は本市に対し、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものと判定すべきである。

同じく竹内議員は、コマツ社は本市に対し、「過去10年間で平均23.97%、直近5年間でも平均28.6%」の請負量があったことを認めているが、コマツ社社長飯沼氏（以下、「飯沼氏」という。）の陳述によると、コマツ社と本市との取引は「40年以上に及ぶ」とのことである。

以上より、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったと判定すべきである。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負は、たまたま臨時に物品を販売するような単なる一取引をなすにとどまっていたわけではなく、竹内議員の弁明によると、総売上高に占める本市に対する請負の割合は「直近5年間でも平均28.6%」に及んでいるとのことであり、過去5年間に限っても「継続的な取引関係に立つ」ものであり、一定の時間的継続性や反復性を有するものと認められる。なお、飯沼氏の陳述によると、本市との取引は「40年以上に及ぶ」とのことである。

加えて、竹内議員が提出した資料4『株式会社コマツと市川市の取引』によると、令和3年8月から令和4年7月までにおけるコマツ社の「純売上高」に対する「市の支払額」は「売上割合」の「41.4%」に達していることから、コマツ社の本市に対する請負の量は、同社全体の請負量の半分以上を超えていないものの、コマツ社の業務の4割超に達しており、同社の「業務の主要部分」を占めていたことは明らかである。

また、竹内議員が提出した資料『10期比較変動損益計算書』によると、コマツ社の売上は、「本社売上高」の他、「学校売上高」「サービス料収入」などで構成されていることが分かるが、令和3年8月から令和4年7月までにおけるそれぞれの「売上高」の総売上高に占める割合は、「本社売上高」が約86.7%、「学校売上高」が約12.1%、「サービス料収入」は約1.2%であることから、コマツ社においては「本社売上高」が業務の主要部分を占めているものと判定すべきであり、この点は、飯沼氏も認めたところである。

そして、飯沼氏の陳述によると、コマツ社の本市に対する請負のすべては「本社売上高」に計上されているとのことであり、令和3年8月から令和4年7月までを例に挙げれば、「本社売上高」XXXXXXXXXX円のうち、本市に対する請負はXXXXXXXXXX円と、約52.6%を占めていることから、コマツ社の本市に対する請負は、やはり、同社の「業務の主要部分」を占めていたものと評価するのが至当である。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

東高判平成 15 年 12 月 25 日によれば、「議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高い」とのことである。なお、ここで言う「議員に就任する前」については、初当選時を基準とするのか、現任期の「再任前」を基準とするのかにつき見解が分かれる余地も認められるが、平成 28 年 10 月 28 日付「地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」に係る北海道知事の裁決では、「議員に就任する前」を、初当選時ではなく現任期の「再任前」として取り扱っている点に留意する必要がある。

そして、竹内議員は、現任期である令和 5 年 5 月 2 日から起算して約 5 年前の平成 30 年 9 月にコマツ社の監査役に就任していることが同社の登記簿謄本にて裏付けられることから、「議員に就任する前」から個人の資格において法人の役員たるコマツ社の監査役に就任していたものと判定すべきである。

なお、竹内議員は、本委員会における答弁にて、「なんらかの役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった」旨主張しているが、一方では役員として登記されることを認識した上で、飯沼氏に対して本人確認書類として「住民票を提出した」ことを認めている。

また、コマツ社の登記簿謄本によると、竹内議員が同社監査役に就任した平成 30 年 9 月の役員改選に際しては、新たに選任する必要があった役員は監査役のみであったことから、コマツ社は監査役候補を探していたことは明らかであり、この点、飯沼氏も『「知らなかった」って本人は仰っているけど、私から言わせれば、忘れていたということだと思います』『多分言ったと思います』という表現ながら、監査役という具体的役職名を竹内議員に告げていた可能性を示唆している。

もし竹内議員が、当時において地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2の規定を承知していなかったのであれば、「なんらかの役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった」旨主張することも理解できるが、竹内議員は、「議員就任当初より地方自治法第92条の2の規定は理解していた」旨主張し、自身が会社経営者であることから、「その辺は気をつけなきゃいけない」との認識を有していたことを認めている。また、「監査役は会社の一端を担う重要なポジション」であるから、「そのようなものは慎まなければならないという認識があった」旨認めており、実際に令和6年2月にコマツ社の監査役に就任していることを自覚した際には、「絶対違反」「すぐにでも辞めたい」との認識に至ったことも吐露している。

以上を踏まえると、「監査役とは聞いていなかった」との主張が仮に真実であったとしても、竹内議員が重大な過失を犯していることは明らかであり、この点、竹内議員自身も「私自身の最大のミス」と認めていることから、「深く考えていなかった」ことは、特段斟酌すべき事情には当たらないものと判断すべきである。

従って、竹内議員が法第92条の2の規定を重々承知していながらこれを遵守するために必要な作業を怠った結果、議員に就任する前から個人の資格においてコマツ社の監査役に就任するに至ったものであり、その後において竹内議員によって法第117条の規定に抵触する様態での議事への参与が繰り返されたことから、コマツ社の本市に対する請負の重要度は、「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至った」ものと判定すべきである。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 **無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員の答弁並びに飯沼氏の陳述を竹内議員有利に援用し、竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していなかったものと判断した。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

この点については、竹内議員も「監査役」に就任していたことを本会議における弁明で認めているところであり疑義を挟む必要はない。

加えて、竹内議員は監査役として登記されていることから、法第92条の2が規定する「監査役」に当たるものと判定すべきである。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

平成28年10月28日付「地方自治法第92条の2の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」に係る北海道知事の裁決では、代表取締役を辞した後であっても法人の経営資料にアクセスできる地位と立場にあったものを「代表取締役に準ずべき者」とであると評価している。

確かに、竹内議員は令和6年2月に監査役を辞任している事実は確認できるが、竹内議員が監査役を辞任した後においても尚コマツ社との関係が実質的に継続しているのであれば、法第92条の2が規定する「これらに準ずべき者」に当たると考えるのが妥当であり、監査役の辞任のみを殊更斟酌すべきでない点に注意が必要である。

そしてこの点、竹内議員は、令和6年2月に監査役を辞任しているが、コマツ社にとっては本来機密情報とも言うべき『10期比較変動損益計算書』などの経営資料を、本委員会からの提出要請は任意とされていたにもかかわらず、本委員会に提出した事実が認められるが、この意味するところは、竹内議員は監査役を辞しても尚、コマツ社の機密情報を、コマツ社の利益のためではなく、専ら自己の一身上の利益のために本委員会に提出し、委員に公開できる地位と立場に引き続きあるものと解すべきである。

よって、監査役の辞任を以て竹内議員とコマツ社との関係が一切遮断された訳ではないことは明らかであり、監査役を辞任した後においても竹内議員はコマツ社の経営資料にアクセスできる地位と立場にあると考えられることから、竹内議員は法第92条の2が規定する「これらに準ずべき者」とみなすのが相当である。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は当初、金銭等の受領について「一切ない」旨主張していたが、質疑を繰り返されると、「会社（コマツ社）の人がパーティーに出席していた」と、当初の主張を覆した。そこで、飯沼氏に対し同様の質問をし、この点確認したところ、「会社としてパーティー費用を支出して営業担当者を出席させていた」ことが判明し、その後は竹内議員もコマツ社の社員がパーティーに出席していることを認めたことから、竹内議員はコマツ社にパーティー費用を支出してもらうことで一定の金銭的支援を受けていたものと判断した。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

前述の通り、東高判平成15年12月25日によれば、「議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高い」とのことであり、竹内議員は、現任期である令和5年5月2日から起算して約5年前の平成30年9月よりコマツ社の監査役を兼業していたことから、「議員に就任する前」から個人の資格においてコマツ社の監査役に就任していたものであり、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高い状況に置かれていたことが分かる。

そして、竹内議員は、後述するように平成31年2月定例会において、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながら、法第117条の規定に抵触する態様にて議案第70号「気化式涼風機の購入について」の議事に参与していた事実が認められるほか、令和3年9月定例会においては議案第35号「学習用タブレット等の購入について」の議事に、また、令和3年12月定例会においては議案第48号「市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）につい

て」の議事に、それぞれ法第 117 条の規定に抵触する態様にて議員として参与していた事実も認められる。

ところで、竹内議員は、コマツ社の監査役を兼業した平成 30 年 9 月以降、平成 31 年 4 月と令和 5 年 4 月の 2 度、市川市議会議員一般選挙に立候補しているが、その度に公職選挙法第 86 条の 4 の規定に基づき『市川市議会議員一般選挙候補者届出書』の職業欄に自らの職業を記載し、市川市選挙管理委員会に提出している。そして、当該職業欄の記載に当たっては、立候補届出書類の記載例において「職業をできる限り詳細に記載」することが求められていることに照らせば、竹内議員はコマツ社の「なんらかの役員に就任することは理解していた」のであるから、平成 31 年 4 月と令和 5 年 4 月の少なくとも 2 度、飯沼氏に対し自分が就任している役職につき照会した上で、当該職業欄にその役職を記載しなければならなかったはずである。

従って、竹内議員に地方自治法及び公職選挙法に真摯に向き合う姿勢があったのであれば、これらのタイミングでコマツ社の監査役に就任していた事実を自ら認識できたはずであったにもかかわらず、その後においてコマツ社の監査役を兼業し続け、法第 117 条の規定に抵触する態様にて議事への参与を繰り返すに至った理由は、専ら竹内議員の故意または重大な過失によるものであり、この点、少なくとも重大な過失があったことは、竹内議員自身が「私自身の最大のミス」と認めていることから明らかである。

以上より、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことにより、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたこと、また、「事務執行の適正を確保する」趣旨も損なわれたことは明らかであることから、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたものと判定すべきである。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は、平成31年2月定例会において、コマツ社の監査役を兼業しながら、また、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながら、議案第70号「気化式涼風機の購入について」の議事に法第117条の規定に抵触する態様にて参与していた事実が認められる。

よって、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨は損なわれたものと判定すべきである。

なおこの点、竹内議員は、前々任期においてかかる行為に及んだだけであって、現任期においては法第117条に抵触する態様にて議長としても議員としても議事に参与していない旨主張することも想定されるが、これは単に、現任期においてはコマツ社の本市に対する請負に係る議案が提出されなかっただけの結末であって、斟酌すべき事情には当たらないものと判断すべきである。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は、コマツ社の監査役を兼業しながら、令和3年9月定例会においては議案第35号「学習用タブレット等の購入について」の議事に、また、令和3年12月定例会においては議案第48号「市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）について」の議事に、それぞれ法第117条の規定に抵触する態様にて議員として参与していた事実が認められる。

かかる竹内議員の行為は、議会の議決を違法たらしめている可能性が極めて高いと解されることから、それら議案に基づく事務の執行は正当性を欠くものと評価すべきであり、竹内議員の行為によって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたものと評価すべきである。

なおこの点、竹内議員は、前任期においてかかる行為を繰り返しただけであって、現任期においては法第117条に抵触する態様にて議長としても議員としても議事に参与していない旨主張することも想定されるが、これは単に、現任期においてはコマツ社の本市に対する請負に係る議案が提出されなかっただけの結末であって、斟酌すべき事情には当たらないものと判断すべきである。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 松永 鉄兵

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本事業者の取引は、請負関係にあるとは見なされないものと考えます。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

請負取引はごくわずか

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

そもそも請負関係にない

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資なし

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本事業者は請負事業者と言えない

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一定の責任の取り方を示している

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

無し（受領していない）

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損ねていない(むしろ入札停止になっている)

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号

・ヒアリング又は証人尋問(任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料(任意 ・ 100条調査)

1.

2.

提出を求める者

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。